省　令

○農林水産省令第三号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月二十九日

農林水産大臣　坂本　哲志

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
別表第１（第１条関係）	別表第１（第１条関係）
１　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準	１　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　飼料一般の製造の方法の基準	⑵　飼料一般の製造の方法の基準
ア～ヌ　（略）	ア～ヌ　（略）
ネ　フィターゼ（その２の⑺）は、豚、鶏及びうずらを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。	（新設）
⑶・⑷　（略）	⑶・⑷　（略）
⑸　飼料一般の表示の基準	⑸　飼料一般の表示の基準
ア　（略）	ア　（略）
イ　飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。	イ　飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。
㋐～㋕　（略）	㋐～㋕　（略）
㋖　⑴のウに掲げる表、⑴のキの㋐、ケの㋐及びコの㋐、⑵のエからカまで、⑵のキに掲げる表並びに⑵のケ及びサからネまでに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等	㋖　⑴のウに掲げる表、⑴のキの㋐、ケの㋐及びコの㋐、⑵のエからカまで、⑵のキに掲げる表並びに⑵のケ及びサからヌまでに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等
㋗～㋙　（略）	㋗～㋙　（略）
㋚　（略）	㋚　（略）
ウ　（略）	ウ　（略）
２～６　（略）	２～６　（略）
別表第２（第２条関係）	別表第２（第２条関係）
１～５　（略）	１～５　（略）
６　飼料添加物一般の試験法	６　飼料添加物一般の試験法
（略）	（略）
⑴～⒀　（略）	⑴～⒀　（略）
⒁　酵素力試験法	⒁　酵素力試験法
①～⑦　（略）	①～⑦　（略）
⑧　フィチン酸分解力試験法	⑧　フィチン酸分解力試験法
（略）	（略）
ⅰ　（略）	ⅰ　（略）